

収去した飼料の試験結果の概要について（公告）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成25年11月に検査した収去飼料の試験結果の概要を、次のとおり公表する。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

○安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日本製粉株式会社 千葉工場 千葉県千葉市	にいがた岩船 農業協同組合 朝日グリーン センター 新潟県村上市	単体飼料	国内粳 (精良粳)	H25. 10	重金属— 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無
株式会社三幸 荒川工場 新潟県村上市	同左	単体飼料	菓子屑	H25. 11	重金属— 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無
株式会社たかの 新潟県小千谷市	同左	単体飼料	ごはん	H25. 11	重金属— 鉛、カドミウム、 水銀、ひ素	無